

高額療養費制度が変わります(平成29年8月診療分から)

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

高額療養費制度は、被保険者のかたが医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える額があとから支給されるものです。

所得区分Ⅰ・Ⅱのかたを除き、平成29年8月診療分から段階的に、自己負担限度額が次のとおり変更になります。

◎自己負担限度額(月額) (平成29年8月診療分から)

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
変更あり	【3割負担】 現役並み所得者	57,600円 (平成29年7月診療分 までは44,400円)	80,100円 ●総医療費が267,000円を超えた場合は (総医療費-267,000円)×1%を加算 ●多数回該当(※)の場合は44,400円
	【1割負担】 一般	14,000円 年間14万4千円上限 (平成29年7月診療分 までは12,000円)	57,600円 ●多数回該当(※)の場合は44,400円 (平成29年7月診療分までは44,400円、多数回該当の適用なし)
変更なし	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※多数回該当とは、直近12か月以内に3回以上世帯単位の高額療養費の該当となった場合、4回目以降の自己負担限度額が減額されます。

入院するときの食費・居住費が変わります(平成29年10月の入院から)

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

入院するときは、医療費等のほか食費などの自己負担がかかります。負担額は、所得区分や病床種類、医療区分(傷病や治療の内容等)などにより異なります。

この食費・居住費について、平成29年10月から段階的に引き上げられます。

所得区分	一般病床・精神病床等 【一食当たり食費】	療養病床【一食当たり食費／一日当たり居住費】	
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ・Ⅲ
現役並み	360円 〔平成30年4月から〕	一食 460円 (※2)／居住費 320円 〔平成29年10月から〕	一食 360円 ／居住費 0円 〔平成29年10月から〕
一般	460円 (※1)	一食 460円 (※2)／居住費 370円 〔平成29年10月から〕	一食 360円 ／居住費 200円 〔平成30年4月から〕 一食 460円 ／居住費 370円 (※5)
区分Ⅱ	210円 ●長期該当(※3)は160円	一食 210円 ／居住費 320円 〔平成29年10月から〕 一食 210円 ／居住費 370円 (※4)	一食 210円 ／居住費 0円 〔平成29年10月から〕 一食 210円 ／居住費 200円 (※5) 〔平成30年4月から〕 一食 210円 ／居住費 370円 (※5) ●長期該当(※3)は一食160円
区分Ⅰ	100円	一食 130円 ／居住費 320円 〔平成29年10月から〕 一食 130円 ／居住費 370円 (※4)	一食 100円 ／居住費 0円 〔平成29年10月から〕 一食 100円 ／居住費 200円 (※5) 〔平成30年4月から〕 一食 100円 ／居住費 370円 (※5)

(※1) 指定難病のかた、平成28年4月1日時点で既に1年を超えて継続して精神病床に入院していたかたは、260円。

(※2) 保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合もあります。

(※3) 長期該当とは、過去12か月の入院で減額認定証を受けていた期間の入院日数が90日を超える入院のことです。

(※4) 老齢福祉年金受給者は一食100円、居住費0円

(※5) 指定難病のかた、老齢福祉年金受給者の居住費は据え置き(0円)です。

所得区分Ⅰ・Ⅱ(世帯の全員が市町村民税非課税)のかたは、事前にお住まいの市(区)町村の担当窓口で減額認定証の交付を受け、医療機関に提示のうえ受診してください。